

手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1 法第12条第1項又は第30条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料	<p>次に掲げる盛土又は切土をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 500平方メートル以内のもの 1万6,000円</p> <p>(2) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 2万8,000円</p> <p>(3) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 4万円</p> <p>(4) 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 5万9,000円</p> <p>(5) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 6万8,000円</p> <p>(6) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 9万3,000円</p> <p>(7) 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 14万9,000円</p> <p>(8) 2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの 22万9,000円</p> <p>(9) 4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの 36万円</p> <p>(10) 7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの 50万9,000円</p> <p>(11) 10万平方メートルを超えるもの 65万8,000円</p>
2 法第12条第1項又は第30条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査	土石の堆積に関する工事の許可申請手数料	<p>次に掲げる土石の堆積をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 500平方メートル以内のもの 1万1,000円</p> <p>(2) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1万4,000円</p> <p>(3) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1万6,000円</p> <p>(4) 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 2万円</p> <p>(5) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 2万9,000円</p> <p>(6) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 3万2,000円</p> <p>(7) 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 3万9,000円</p> <p>(8) 2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの 5万4,000円</p> <p>(9) 4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの 7万4,000円</p> <p>(10) 7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの 11万1,000円</p> <p>(11) 10万平方メートルを超えるもの 13万6,000円</p>

<p>3 法第16条第1項又は第35条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請手数料</p>	<p>変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が65万8,000円を超えるときは、その手数料の額は65万8,000円とする。</p> <p>(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更((2)のみに該当する場合を除く。)については、変更前の盛土又は切土をする土地の面積((2)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積の減少を伴う場合にあっては減少後の盛土又は切土をする土地の面積)に応じ、1の項の右欄に規定する額の10分の1の額</p> <p>(2) 盛土又は切土をする土地の面積の増加を伴う宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更については、増加した盛土又は切土をする土地の面積に応じ、1の項の右欄に規定する額</p>
<p>4 法第16条第1項又は第35条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料</p>	<p>変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が13万6,000円を超えるときは、その手数料の額は13万6,000円とする。</p> <p>(1) 土石の堆積に関する工事の計画の変更((2)のみに該当する場合を除く。)については、変更前の土石の堆積をする土地の面積((2)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の面積の減少を伴う場合にあっては減少後の土石の堆積をする土地の面積)に応じ、2の項の右欄に規定する額の10分の1の額</p> <p>(2) 土石の堆積をする土地の面積の増加を伴う土石の堆積に関する工事の計画の変更については、増加した土石の堆積をする土地の面積に応じ、2の項の右欄に規定する額</p>
<p>5 法第18条第1項又は第37条第1項の規定に基づく検査の申請に対する審査</p>	<p>宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請手数料</p>	<p>次に掲げる盛土又は切土をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 3,000平方メートル以内のもの 3,100円</p> <p>(2) 3,000平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの 6,200円</p> <p>(3) 2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの 1万2,400円</p> <p>(4) 4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの 2万4,800円</p> <p>(5) 7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの 4万3,400円</p> <p>(6) 10万平方メートルを超えるもの 6万2,100円</p>